

政令第二百八十四号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項、第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「外国為替及び外国貿易法（」の下に「昭和二十四年法律第二百二十八号。」を加える。

別表の五の項（三）中「セラミック又はその材料となる物質」を「セラミック粉末又はセラミック」に改め、同項（六）を次のように改める。

（六） 削除

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「外国為替及び外国貿易法（」の下に「昭和二十四年法律第二百二十八号。」を加える。

第四条第二項第二号イ中「並びに」の下に「三五の四及び」を加え、同項第四号ただし書を次のように改める。

ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に輸入して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

別表第一の四の項（五）を次のように改める。

（五） 推進薬の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの	
1	サーボ弁
2	ポンプ
3	ガスタービン

別表第一の四の項（五）の次に次のように加える。

― (五の二) (五) 2に掲げる貨物に使用することができる軸受

別表第一の五の項(十三)中「又はこれ」を削り、「製造した」の下に「セラミック粉末又は」を加える。

別表第一の七の項(十二)中「(周波数シンセサイザーを用いたものに限る。)」を削る。

別表第一の一の二の項(一)中「、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶」を削る。

別表第一の一三の項(二)の次に次のように加える。

― (二の二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの

別表第二の二一の三の項中「麻薬及び向精神薬取締法」の下に「(昭和二十八年法律第十四号)」を加える。

別表第二の三五の三の項の次に次のように加える。

三五の

(一) 水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀

全地域

四	(二)	水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十 二号）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使 用する製品
---	-----	---

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ及び同項第四号ただし書の改正規定並びに同令別表第二の三五の三の項の次に次のように加える改正規定は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改 正 案

現 行

（趣旨）  
 第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第一章、第三章及び第四章に規定する支払等、資本取引その他の取引又は行為に係る管理又は調整並びに法第六章の二の規定による報告等に関し必要な事項等を定めるものとする。

別表（第十七条関係）

一～四	（略）	技 術	外 国
五	(一)・(二) (略) (三) セラミック粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。 (四)・(五) (略) (六) 削除	（略）	（略）

（趣旨）  
 第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第一章、第三章及び第四章に規定する支払等、資本取引その他の取引又は行為に係る管理又は調整並びに法第六章の二の規定による報告等に関し必要な事項等を定めるものとする。

別表（第十七条関係）

一～四	（略）	技 術	外 国
五	(一)・(二) (略) (三) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。 (四)・(五) (略) (六) 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で	（略）	（略）

六 六 一	
(略)	(七) ・ (八)  (略)
(略)	

六 六 一	
(略)	(七) ・ (八)  (略)  <small>定めるもの(一)に掲げるものを 除く。)</small>
(略)	

改正案	現行
<p>（輸出の許可）</p> <p>第一条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）<u>第四十八条</u>第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。</p> <p>イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（輸出の許可）</p> <p>第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）<u>第四十八条</u>第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。</p> <p>イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>三 （略）</p>

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項(一)及び(六)並びに三五の四の項の中欄に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4 (略)

別表第一(第一条、第四条関係)

四	一～三 の二	貨物 (略)	地域 (略)
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令(略)			

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄並びに三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄並びに三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二並びに三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4 (略)

別表第一(第一条、第四条関係)

四	一～三 の二	貨物 (略)	地域 (略)
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令(略)			



	<p>で定める仕様のもの  (一) ～ (四) (略)  (五) 推進薬の制御装置に用いられる  貨物であつて、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1  サーボ弁</li> <li>2  ポンプ</li> <li>3  ガスタービン</li> </ol> <p>(五の二) (五) 2に掲げる貨物に使用  用することができる軸受  (六) ～ (二十六) (略)</p>	(略)
五	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令  で定める仕様のもの  (一) ～ (十二) (略)  (十三) チタンのほう化物を用いて製  造したセラミック粉末又はセラミッ  クの半製品若しくは一次製品  (十四) ～ (十九) (略)</p>	(略)
六	(略)	(略)
七	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令  で定める仕様のもの  (一) ～ (十一) (略)  (十二) 信号発生器</p>	(略)

	<p>で定める仕様のもの  (一) ～ (四) (略)  (五) サーボ弁又は推進薬の制御装置  に使用することができるポンプ若し  くはこれに使用することができる軸  受</p> <p>(新設)  (六) ～ (二十六) (略)</p>	(略)
五	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令  で定める仕様のもの  (一) ～ (十二) (略)  (十三) チタンのほう化物又はこれを  用いて製造したセラミックの半製品  若しくは一次製品  (十四) ～ (十九) (略)</p>	(略)
六	(略)	(略)
七	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令  で定める仕様のもの  (一) ～ (十一) (略)  (十二) 信号発生器(周波数シンセサ  イザーを用いたものに限る。)</p>	(略)

一六 一四 一	(略)	一三 次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略) (二の二) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの (三) (五) (略)	一二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) 潜水艇（一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）	一 八 一	(十三) (二十二) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一六 一四 一	(略)	一三 次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略) (新設)	一二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) 潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくするこ とによつて造波抵抗を減少させるよ うに設計した船舶（一及び一五の項 の中欄に掲げるものを除く。）	一 八 一	(十三) (二十二) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二(第二条、第四条、第十一条関係)

一 の二	(略)	(略)	地域
二 一の 三	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの	(略)	(略)
二 二の 三 三 五の 三	(略)	(略)	(略)
四 三 五の	(一) 水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀 (二) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品	全地域	

別表第二(第二条、第四条、第十一条関係)

一 の二	(略)	(略)	地域
二 一の 三	麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの	(略)	(略)
二 二の 三 三 五の 三	(略)	(略)	(略)
(新設)			

四  
五

三  
六  
ノ

(略)

(略)

四  
五

三  
六  
ノ

(略)

(略)